

令和2年3月5日

愛媛県社会保険労務士会 様

日本年金機構松山東年金事務所

電子申請における適用関係通知書の送付先の変更について（お願い）

日頃より、当機構の事業運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年3月より次の対象届書を「紙通知書希望」として電子申請で行った場合、適用関係通知書の送付先は申請者ではなく、事業所あてに送付することになります。なお、『決定通知書等の別送「登録・解除・変更」依頼書』をご提出いただいている場合は、ご登録の送付先へ送付いたします。

なお、ご不明な点につきましては、下記照会先までご連絡願います。今後ともご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
 - ・ 被保険者適用除外承認申請書・被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届
 - ・ 被保険者資格喪失届・70歳以上被用者不該当届
 - ・ 被保険者資格喪失届・70歳以上被用者該当届（70歳到達届）
 - ・ 被保険者報酬月額算定基礎届・70歳以上被用者算定基礎届
 - ・ 被保険者報酬月額算定基礎届総括表
 - ・ 被保険者報酬月額変更届・70歳以上被用者月額変更届
 - ・ 被保険者賞与支払届・70歳以上被用者賞与支払届
 - ・ 被保険者賞与支払届総括表
 - ・ 被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届
 - ・ 国民年金第3号被保険者関係届
- ※ 電子通知書は申請者へ送信されます。
- ※ 電子通知書希望の場合でも健康保険被保険者適用除外承認証は紙通知書になりますので、別送登録がなければ事業所あてに送付します。
- ※ 新規資格取得の年金手帳は別送対象にならないため事業所あてに送付します。
- ※ 上記届書以外は電子および紙通知書とも従来のおり申請者に送信・送付します。
- ※ すでに「別送依頼書」を登録している場合は新たに手続きの必要はありません。

（照会先）

日本年金機構松山東年金事務所

総務調整課 豊嶋 TEL089-946-9733

厚生年金適用調査課 井上 TEL089-946-2259